

ふんばる
佐賀県 FUNBAL 堆肥マイスター認証制度実施要領

1 目的

堆肥化等を通じて家畜排せつ物を可能な限り肥料や土壌改良資材として農地に還元し、持続的かつ循環的な農畜産業を実現することは重要である。このため、耕種農家が積極的に堆肥を使い続ける仕組みづくりの一助とすること等を目的として、耕種農家のニーズに合った良質な堆肥を生産する畜産農家等を認証する制度を設ける。

2 認証の対象となる者

認証の対象となる者については以下を全て満たす者（団体を含む）とする。

- (1) 主原料を家畜排せつ物とする堆肥を県内で生産している者又は製造している者
- (2) 特殊肥料生産業者届出書及び肥料販売業務開始届出書を届け出ている者又は届出を予定している者
- (3) 「耕×畜なび」へ登録している者又は登録を予定している者
- (4) 申請者は、自己又は自社等の構成員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと。
 - ア暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ自己、自社等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (5) 申請者は、前号のイからキに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人でないこと。

3 認証申請及び堆肥サンプル提出方法

- (1) 認証申請書の提出
認証申請書（様式第1号）を別に定める期日までに、施設の所在地を所管する農林事務所地域農業振興センター（普及課）を経由して、県畜産課に提出する。
- (2) 堆肥サンプルの提出
前項の申請書を提出後、「堆肥サンプル提出書」（様式第2号）と日常生産（流通）されている堆肥を「審査用堆肥のサンプリング等について」（別紙1）により採取し、別に定める期日までに畜産試験場に提出する。ただし畜産試験場への提出が困難な場合は、施設の所在地を所管する農林事務所地域農業振興センター（普及課）を経由して、畜産試験場に提出する。

4 審査

審査項目や審査方法について定めた「審査基準」（別紙2）に基づき審査を行う。なお、審査結果については、今後の堆肥の生産改善に役立てるため、分析結果等とともにコメントを付し、所管農林事務所地域農業振興センター（普及課）を経由して申請者に提供する。

5 認証及び認証事項の掲載

前項に基づき審査を行い、75点以上となった者については、県畜産課から様式第3号の認証通知書を送付するものとする。なお、認証を受けた堆肥製造者や堆肥の情報及び審査結果等について、耕種農家の利活用に役立つため県のホームページ等に掲載する。

6 有効期間

認証の有効期間は認証を受けた日から3年間とする。

7 認証の取り下げ

次に掲げる事態が生じた場合は、様式第4号により、速やかに所管農林事務所地域農業振興センター（普及課）を経由して、県畜産課に届け出るものとする。

(1) 実施要領の2に該当しなくなった場合。

(2) 堆肥の生産を中止する場合。

8 「佐賀県 FUNBAL 堆肥コンクール」からの移行

令和4年度から令和7年度に実施した「佐賀県 FUNBAL 堆肥コンクール」において、入賞した者は、様式第5号を提出することにより、認証を受けることができる。

移行を希望する者については、別に定める日までに、所管農林事務所地域農業振興センター（普及課）を経由して、県畜産課に提出するものとする。

附則

この要領は令和8年4月6日から施行する。

(別紙1)

審査用堆肥のサンプリング等について

1 サンプリング

申請する畜産農家等が以下の方法で自ら採取を行うこととし、申請用に特別に調整等を行っていない日常生産されている堆肥を採取することとする。

2 サンプリング上の留意事項

(1) 採取方法

完成品とみなされる最終発酵槽の堆積物の表面 30cm 程度を除き、3～4か所から採取する。これを混合して、ビニール袋へ入れる。

審査用として 1,500g と 500g を各 1 袋（官能検査用、生化学分析用）採取する。

(2) 採取後の水分変動や事後発酵の防止

採取後の水分変動や事後発酵を防ぐため、次の点に留意する。

- ① 堆肥は密閉できるビニール袋（ジップロックなど）に入れること。
- ② ビニール袋に出品者名と採取日を記載すること。
- ③ 保管・運搬中は高温にならないよう注意すること。

3 サンプルの提出及び搬入場所

採取したサンプルについては、サンプル提出書（様式第2号）と共に、別に定める期日までに県畜産試験場（直接県畜産試験場への搬入が難しい場合は、施設の所在地を所管する農林事務所地域農業振興センター（普及課））へ搬入する。

(別紙2)

審査基準

1 申請された堆肥については、発芽試験、生化学分析及び生産工程の審査を行う。

審査項目	評価項目	実施機関
発芽試験	腐熟度	畜産試験場
生化学分析	水分、pH、 成分バランス	分析機関（外部委託）
生産工程	易分解性有機物の 分解程度	畜産課

2 上項の審査終了後、官能検査及びその他について審査を行う。

また、上項の審査項目のうち、発芽試験及び生産工程の審査に合格したものについて、現地審査を行う。

審査項目	評価項目	実施機関
官能検査	堆肥の色、 形状、臭気	農業技術防除センター、 農業試験研究センター、畜産試験場
現地審査	温度、畜舎の環境 等	牛：地域農業振興センター（普及課） 豚・鶏：畜産課
その他	ペレット化の有無	畜産課

3 審査項目毎の配点については以下のとおりとする。

審査項目	評価項目	配点
発芽試験	腐熟度	90%以上 0点 90%未満 不合格
生化学分析	水分	60%未満 5点、60%以上 0点
	pH	6.0~7.5 5点、それ以外 0点
	成分バランス	異常値なし 5点、異常値あり 0点
生産工程	易分解性有機物の分解程度	総分解率 40%以上 15点、40%未満 不合格
現地審査	温度	60℃以上 10点、60℃未満 不合格
	原料の比重	0.7以下 5点、0.7を超える 0点
	臭気、周辺環境、ふん・れきの 飛散、病害虫の発生	普通~良好 5点、不良 0点
	修繕・発生量の記録	記録あり 5点、記録なし 0点

	床の不浸透性、屋根・側壁等の整備、飛散流出の防止	整備されている 0点 整備されていない 不合格
官能検査	堆肥の色	黒褐色～黒 10点、茶褐色 8点 黄褐色 4点、黄色 0点
	臭い	堆肥臭（糞尿臭なし） 15点 弱い糞尿臭 5点、強い糞尿臭 0点
	形状	現状をほとんどとどめない 15点 かなり崩れる 10点 一部崩れる指で簡単に崩れる 5点 現状をとどめる 0点
その他	ペレット化の有無	あり 5点、なし 0点
合計		100点

4 その他

審査に係る事務は県畜産課が行う。

(様式第2号)

佐賀県 FUNBAL 堆肥マイスター認証 サンプル提出書

年 月 日

佐賀県農林水産部畜産課長 様
(畜産試験場経由)

住 所
電話番号 (携帯番号)
氏 名

(団体等の場合には団体名と代表者名)

※電話番号は日中連絡がつく番号を記載してください。

佐賀県 FUNBAL 堆肥マイスター認証制度実施要領の3の規定に基づき、堆肥サンプルを別添のとおり提出します。

また、現地審査日程調整(回答)については、下記のとおりです。

記

施設の所在地	
現地審査日程調整	<p>別に定める現地審査期間中で、対応不可な日・曜日・時間等を記載してください。 (特にない場合は記載不要です。)</p> <p>対応不可な日：</p> <p>対応不可な曜日：</p> <p>対応不可な時間帯：</p>

注) 堆肥のサンプリングについては、別紙1に基づき行うこと。

誓約書は両面印刷とすること

(申請書添付様式)

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は団体の構成員が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、団体若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- 2 1の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

- 3 特殊肥料生産業者届出書及び肥料販売業務開始届出書を提出している又は提出を予定しており、申請年度中に届出を行います。

- 4 「耕×畜なび」へ登録を行っている又は登録を予定しており、申請年度中に登録を行います。

- 5 耕種農家等への堆肥供給情報を提供するため、以下の情報について、県ホームページ等に掲載することを承諾します。

なお、掲載を希望しない内容については以下のとおりです。

 - (1) 申請者氏名（法人の場合は法人名）
 - (2) 堆肥舎の住所 【 地番まで ・ 大字まで 】※希望するほうに○
 - (3) 電話番号及びFAX番号
 - (4) 使用畜種
 - (5) 副資材及びその他材料
 - (6) 主な処理方式
 - (7) 年間販売可能量
 - (8) 販売形態
 - (9) 運搬及び散布の可否

- (10) その他留意事項
- (11) 生化学分析結果
- (12) 現地審査時に撮影した写真

上記のうち、掲載を希望しない項目（(1)～(12)）の番号を記載）

--

〇〇 年 月 日

佐賀県知事 様

〔代表者の住所又は事務所所在地〕

住 所

〔団体名、代表者の氏名及び代表者の生年月日〕

(ふりがな)

団体名

(ふりがな)

氏 名

生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日

- 注 1 氏名欄は、本人が自署すること。ただし、申請者が法人の場合は、本申請者の氏名の自署を付記し、法人代表者の氏名を記名することができる。
- 2 申請者が法人の場合にあっては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。ただし、他の方法により申請の確認を行うことができる場合は、この限りでない。

県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。

この様式に記載された個人情報は、佐賀県産飼料増産総合対策事業に関する事務の目的を達成するため及び誓約事項の確認のために使用します。

(様式第3号)

佐賀県 FUNBAL 堆肥マイスター認証制度 認証通知書

畜 第 号
年 (年) 月 日

(認証者氏名) 様

佐賀県農林水産部畜産課長

年 月 日付けで認証申請があったものについて、佐賀県 FUNBAL 堆肥マイスター認証制度実施要領の5の規定に基づき認証したので通知します。

なお、有効期間については認証を受けた日から3年間とします。

記

認証番号 ○○-○○-○○○

【担当】佐賀県農林水産部畜産課 酪農・中小家畜振興担当 ○○
TEL 0952-25-7122
FAX 0952-25-7309
Email chikusan@pref.saga.lg.jp

(様式第4号)

佐賀県 FUNBAL 堆肥マイスター認証 取下届出書

年 月 日

佐賀県農林水産部畜産課長 様
(地域農業振興センター経由)

住 所
電話番号 (携帯番号)
氏 名
(団体等の場合には団体名と代表者名)
※電話番号は日中連絡がつく番号を記載してください。

下記のとおり認証を受けたものについて、佐賀県 FUNBAL 堆肥マイスター認証制度実施要領の7の規定に基づき、認証の取り下げを届け出ます。

記

畜産農家等名	認証番号	取り下げの理由

(様式第5号)

佐賀県 FUNBAL 堆肥マイスター認証への移行申請書

年 月 日

佐賀県農林水産部畜産課長 様
(地域農業振興センター経由)

住 所
電話番号 (携帯番号)
氏 名

(団体等の場合には団体名と代表者名)

※電話番号は日中連絡がつく番号を記載してください。

佐賀県 FUNBAL 堆肥マイスター認証制度実施要領の8の規定に基づき、関係書類を添えて変更申請します。

記

畜産農家等名	受賞年度	受賞内容

注 受賞内容には「最優秀賞」「優秀賞」「優良賞」のいずれかを記載すること。

注 誓約書(申請書添付書類)を添付すること。

佐賀県 FUNBAL 堆肥マイスター認証への移行に係る誓約書

- 私は「佐賀県堆肥 FUNBAL 堆肥コンクール」において受賞した時点から、生産工程等に変更はありません。

年 月 日

住所

氏名

(自署)

(団体等の場合には団体名と代表者名)

(別添) ※製造方法が異なる場合は(出品点数1点ごとに)別業とする

※記入内容に関しては県HPなどで公開します。

→手入力
→プルダウン

氏名・団体名

施設の所在地

出品部門

確認事項

※無の場合は必要な時期までに届け出ること

特殊肥料生産届出の有無

販売業務開始届出の有無

1 出品堆肥原料の概要

1) 畜種 ※混合 ※混合の場合のみ記入

※混合割合

2) 副資材 ※その他

3) ※その他材料

2 出品堆肥の生産概要

1) 1回目の処理方式

(1) 堆肥舎の場合

① 発酵期間 日

② 堆積期間中の繰り返し回数 選択肢以外

③ 通気の有無

(2) 発酵舎(攪拌機)及び発酵機(コンポスト)の場合

① 発酵期間 日

2) 2回目の処理方式

(1) 堆肥舎の場合

① 発酵期間 日

② 堆積期間中の繰り返し回数 選択肢以外

③ 通気の有無

(2) 発酵舎(攪拌機)及び発酵機(コンポスト)の場合

① 発酵期間 日

3) 堆肥生産量 t/年間

4) 処理フロー図

Large empty box for the processing flow diagram.

3 出品堆肥の流通・販売の概要

1) 堆肥の自家利用以外の流通量実績

① 流通量実績数量合計 t/年間 (直近：令和 年の状況)

② 名称

③ 販売形態

④ 譲渡先実績

2) 今後の販売について (年間)

① 商品名 (肥料の名称)

② 年間販売可能量 t/年間

③ 販売形態

④ 運搬

⑤ 散布

⑥ 販売に関する留意事項

3) 問い合わせ先等 注) 購入希望先との詳細調整については、相互で実施していただきます

① 氏名・団体名

電話番号

FAX番号

メールアドレス

4) 商品の特徴・PR

4 商談会やサンプル展示会が開催される場合、堆肥サンプル等の出品を希望しますか。

※自由記載